

## 令和 2 年度

### 第 2 回埼玉県地域福祉推進委員会

#### 議事録（概要）

#### 1 日時

令和 2 年 10 月 16 日（金）／10:00～12:00

#### 2 場所

県民健康センター

#### 3 出欠席（出席 7 名、欠席 6 名）

##### 出席

中島委員長、上木委員、西川委員、長谷部委員、高木委員、田中委員、吉田（紀）委員

##### 欠席

菱沼委員、吉田（豊）委員、坂本委員、宮嶋委員、栗原委員、五十嵐委員

#### 4 議題

##### （1）第 1 回埼玉県地域福祉推進委員会 質問について

---

##### （事務局）

資料に基づき説明。

##### （中島委員長）

埼玉県あんしん賃貸住まいサポート店活動促進事業など、住宅確保の取組をシステムとして地域福祉支援計画に位置付けることは重要である。

##### （長谷部委員）

地域包括支援センターでは、あんしん賃貸サポート店の取組は進捗していると思っている。身寄りのない高齢者は、保証人がいないと住宅を貸してもらえないという問題が継続している。このような、住まいを提供する制度ができたことは良いことだと思う。

## (2)「第6期埼玉県地域福祉支援計画」素案について

---

### (事務局)

資料に基づき説明。

### (中島委員長)

昨今は副業を認める企業が増えている。コロナ禍もあり、厚生労働省でも副業として働く介護・保育人材を認める方向で議論が進んでいる。介護や保育は、本業をしつつ週1回～2回、短時間という働き方もできることを加筆してほしい。

### (事務局)

検討させていただきたい。

### (高木委員)

介護事業の中でも、施設に比べ訪問介護は特に人材確保が厳しい状況である。副業が認められると、訪問介護事業所はかなり助かる。ただし、訪問介護事業所はサービス提供に資格を要することから、資格取得支援についても盛り込む必要があると思う。

### (吉田(紀)委員)

夏頃、文部科学省が、週5日勤務を条件に学校のお手伝いをできる人を募集していた。主婦は、実家の手伝いや地域活動もあってフルタイムや週5日では働けないが、週2日等や短時間であれば働けるという人がいると思う。

### (西川委員)

放課後児童クラブの需要が増加したことでクラブの人材が不足している状況がある。児童に対し丁寧なケアができる人が必要。また、待遇の面も改善していかないといけない。人材の確保に放課後児童クラブについても記載してほしい。

### (事務局)

担当課と検討させていただきたい。

### (長谷部委員)

閉鎖する介護事務所があったり、ケアマネジャーが退職を余儀なくされたり等、介護現場の人材確保の問題はひっ迫している。ヘルパーには専門的な援助をしていただき、介護保険では担えない買い物や掃除等を地域の担い手の方に手伝っていただくという取組をしていきたいと地域包括支援センターでも常々考えている。しかし、これまでの無償ボランティアだけではやっていけない。有償ボランティアを活用し、一人でも多くの人材を確保することが重要である。

**(中島委員長)**

長谷部委員の話は、生活支援体制整備事業と関連している。週 1~2 回でも、有償の人材に担っていただくことについて、県として考えはあるか。

**(地域包括ケア課)**

県社会福祉協議会とともに、生活支援体制整備事業として市町村を支援している。また、介護保険外のサービスによる支援として、プラチナサポートショップという登録制度を作り、高齢者に優しいサービスを提供している企業の登録や見える化により、民間企業と連携して高齢者の生活をサポートする体制をつくっていききたい。

**(田中委員)**

何点か述べたい。まず形式的なところで、目次をはじめ「基盤づくり」「地域づくり」といった柱だけでは何のことかイメージできないので、第 3 章にあるサブタイトルを表記したほうが良い。

次に、4-5 の表題「誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり」について、「障害者」という表現が出てきていない。「障害者等への理解の促進と、地域の中で豊かに暮らせる共生社会」等の表現にしたほうが良いと思う。

また、その内容についても、方向性を示すに留まらず、法的配慮や差別禁止法を進めていく取組等をもう少し具体的に記載してほしい。地域で生活しやすい、暮らせる共生社会ということであれば、障害者の地域生活の充実や社会参加など中身について書いてもらおうとよい。

**(事務局)**

御指摘のあった障害者の社会参加や地域生活の充実等について、埼玉県障害者支援計画と整合性を図りながら記載していきたい。

**(長谷部委員)**

成年後見制度を利用する方は随分増えてきた。しかし、市町村長申立をするにも検討事項が多く、すぐにはできない。市町村における中核機関の設置の数値目標を示す予定はあるか。

**(事務局)**

担当課と協議し検討したい。

**(長谷部委員)**

地域包括支援センターだけでは対応が難しい場合もあるので、権利擁護センター等の専門的に動ける方と一緒に伴走してもらえると、支援もうまくいくと思う。県として方向性を示していただけると心強い。

**(中島委員長)**

これまで県内では社会福祉協議会自身が法人後見人を担っている。一方、東京都では市民後見人が受任して、社会福祉協議会が後見監督人になっているケースが多い。家庭裁判所の裁判官も地域の市民後見人の選任をためらう傾向にあるが、都では地域の司法書士、社会福祉士、福祉現場の人たちがケース検討して市民後見人を選び、家庭裁判所に伝える仕組みができています。

**(吉田(紀)委員)**

2-5の「ひとり親など経済的に厳しい家庭に対する支援の強化」について、看病や経済的困難の渦中にあると、目の前の支援に気づかないことがある。教育委員会や学校、スクールソーシャルワーカー等との連携が有効だと思うが、どのように考えるか。

**(事務局)**

埼玉県地域福祉支援計画は教育局と連携して策定をしている。また、スクールソーシャルワーカーとの連携については、県の取組を記載するだけでは分かりづらいので、コラムで好事例を分かりやすく示していくことを検討している。

**(西川委員)**

学校が関連しているケースは、必要な家庭に必要な支援が届いていることが多い。例えば主任指導員が中学校に働きかけて信頼関係が築かれると、支援が必要な児童がフードパントリーと繋がっていく。

**(中島委員長)**

子ども食堂等がコロナ禍でできないところもあった。高木委員はいかがか。

**(高木委員)**

彩の国あんしんセーフティネット事業や就労体験を実施できない期間が4か月程度あったが、困窮者がかなり増えているという情報を得て、少しずつ始めているところである。

**(上木副委員長)**

県社会福祉協議会とスクールソーシャルワーカーの連携について担当者に聞いたところ、これまでスクールソーシャルワーカーから問合せが入ったことがないことが分かった。そのため、県教育委員会の担当課にいるスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーに打合せをお願いしたところである。計画に記載するだけでなく、実際に施策や取組が回せるかというところを見ていかないと、意外なところで止まってしまうことがある。

**(中島委員長)**

スクールソーシャルワーカーの配置が始まったばかりの自治体もある。あらためて連携をお願いしたい。

感染症についてはどのように議論したのか。

**(事務局)**

集まりの場や拠点に来られない人への対応として、好事例をコラムに記載して示すことできたらよいという議論になった。オンラインでの対応等の良い事例があれば載せたいと考えている。

**(田中委員)**

障害分野では、障害者差別解消法や虐待禁止条例、手話言語条例等により、光が当てられた一方で、この3年間で、19人が亡くなった津久井やまゆり園事件、その後、障害者雇用の水増し問題、旧優生保護法の問題が発生する等、影がかなり見えてきた。現状把握・現状認識を行い、何を大きな項目としては記載するべきか検討し、共生社会づくりという項目を丁寧に記載していただけるとありがたい。

**(中島委員長)**

差別偏見の問題、コロナ禍において医療現場や福祉現場の人たちが大変つらい思いをしたという現実がある。事務局で検討いただきたい。

以上